

議案第98号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

北本市立児童館、北本市立こども図書館、北本市子育て支援センター及び北本市北本駅子育て支援センター

2 指定管理者として指定するもの

北本まちづくり共同事業体

代表構成員 埼玉県鴻巣市逆川1丁目2番2-502号

街活性室株式会社

代表取締役 齋藤 徹

構成員 東京都文京区大塚3丁目1番1号

株式会社図書館流通センター

代表取締役 細川 博史

構成員 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字五味前426番4

NPO法人カローレ

理事 浅見 要

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年11月30日 提出

北本市長 三宮 幸雄